

第4期中期目標（素案）の策定等について

1 中期目標（素案）について

(1) 基本的な目標

人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展、社会全体のデジタル化など、社会の状況や地域のニーズが大きく変化していることを踏まえつつ、大学改革に取り組み、地域における共創の拠点として、産業界、行政、高等学校及び他大学等との連携を一層強化しながら、地域と共に未来を創る、地域に欠くことのできない「地域貢献型大学」としての存在感を高めていくことを目指す。

(2) 基本的な方向性

- ① 将来構想に掲げた取組の着実な推進
- ② 将来構想を推進するための組織・経営基盤の強化
- ③ 山口県の地域や企業で活躍する人材の育成と県内定着に向けた取組の強化

(3) 主な内容

目標の分野	主な内容	県立大学での取組の検討	
教育研究等の質の向上	教育 《①、③関連》	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来構想の推進（地域におけるグローバル化の進展や社会全体のデジタル化、子ども・子育て支援に係る教育） ○ 地域や時代のニーズに沿った人材を育成するため、<u>真に地域が必要とする人材の育成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際文化学部の再編、社会福祉学部・看護栄養学部の教育の充実等 ・ 地域や企業のニーズを踏まえた人材育成の実施
	学生支援 《③関連》	○ <u>県内定着に向けた学生支援の強化</u> （県、県内大学、企業等地域と連携した取組）	・ キャリア教育を就職支援につなげる教育上の仕組みの構築と活用
	研究 《①関連》	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金等の外部資金の獲得 ○ 地域における諸課題を解決する<u>地域と連携した研究システムの継続と充実</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者に対する科学研究費補助金等への応募支援 ・ 地域連携研究事業等の基盤となる研究グループ活動への支援
	地域貢献 《①、③関連》	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学公とも連携し、<u>地域のニーズに即した人材の育成、受託研究等の推進</u> ○ 地域が求める生涯学習、<u>リカレント教育やリスクリング教育の機会の創出</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全ての圏域に及ぶ地域連携事業の維持・充実 ・ リカレント・リスクリング教育等の実施
	高大連携 学びの多様化 《①、③関連》	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校における出前講座、入学試験における評価など、<u>附属高校等の県内高校との着実な連携</u> ○ 大学院における魅力ある<u>履修証明プログラムの開設の検討等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限の通算制度導入など、高大接続に係る制度の検討等 ・ 附属高校等との高大連携の充実 ・ 大学院における履修証明プログラムの開設の検討等
業務運営の改善・効率化 《②関連》	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>大学経営 IR 等に基づく質の保証や仕組みの充実・強化</u> ○ <u>大学情報の積極的な発信</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学経営 IR の段階的な取組の着実な実施 ・ 広報の戦略的・体系的な充実・強化 	
財務内容の改善 《②関連》	○ 財政的基盤の充実（産学連携による研究費の確保、寄附講座等）	※ 中期財政計画策定過程において検討	

2 中期目標（素案）

資料3及び資料4参照

3 中期計画の認可に係る基本方針

中期目標を達成するために法人が作成する中期計画については、以下の要領により作成することを基本とするよう求めるものとする。

- ① 計画は、「選択と集中」により、原則として全学的視点から取り組むべき事項を記載すること
- ② 項目数は、目標管理を適切・効果的に行う観点から、厳選すること
- ③ 記述の方法は、中期目標が示す大きな方向性に関し、中期目標期間終了時にどういった状態にすることを旨とするのかという達成水準（目標）を、可能な限り明確かつ簡潔に記述すること

《中期目標・中期計画で定める事項》

中期目標	中期計画
① 中期目標の期間（公立大学法人：6年）	
② 教育研究等の質の向上に関する事項	① 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
④ 財務内容の改善に関する事項	③ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
⑤ 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	④ 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
⑥ その他業務運営に関する重要事項	⑤ その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
	(その他の記載事項) ⑥ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ⑦ 短期借入金の限度額 ⑧ 出資等に係る不要財産（見込み含む。）がある場合の当該財産の処分に関する計画 ⑨ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ⑩ 剰余金の使途 ※ 毎事業年度の剰余金の翌年度以降の繰越使用に関するもの ⑪ 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途 ※ 前期中期目標期間の積立金の当期中期目標期間への繰越使用に関するもの